

戦争法制 13 の疑問

あなたならどう考えますか

本日4月13日、衆議院本会議で事態対処法制（有事7法案・条約3案件）の趣旨説明が行われ、武力攻撃事態対処特別委員会での審議がはじまりました。この国がいつでも戦争ができるようにするための戦争法制が、国会で審議されています。

13日の審議入りが決まった4月8日は、イラクで占領に反対する抵抗が広がり、掃討作戦を展開する米軍兵士を自衛隊が輸送しているのが明らかになった矢先でした。果たせるかな、その8日深更、「青年3名が拘束」のニュースがこの国を震撼させました。「解放する」との声明が発表されたものの実現には至っておらず、米軍の掃討作戦に加担して民間人まで危険に巻き込んでいる自衛隊派兵の問題はまったく解決していません。

いまこのとき、どうして戦争法制を審議し、強行する必要があるのでしょうか。

全国1600名の弁護士で構成する自由法曹団は、戦争法制に「13の疑問」を呈します。

世界とこの国の明日のために、あなたも一緒に考えてください。

-
- Q 1 なぜいまこんなに膨大な法案が？
 - Q 2 米軍支援法制はなんのため？
 - Q 3 米軍のためになにをさせられる？
 - Q 4 「臨検」って交戦権の行使じゃないの？
 - Q 5 実家に避難する交通は確保される？
 - Q 6 捕虜収容所を作ってどうするの？
 - Q 7 「国民保護法制」は役に立つ？
 - Q 8 「国民保護法制」はなんのため？
 - Q 9 自治体はなにをやらされる？
 - Q 10 国民統制の危険はないか？
 - Q 11 国民はほんとうのことを知らされる？
 - Q 12 在日外国人の地位や取り扱いはどうなる？
 - Q 13 「それでも必要では」と考えるあなたへ
-

自由法曹団

Q1 なぜいまこんなに膨大な法案が？

法案はたいへん膨大なものと聞きました。なぜいまそんな法律が必要なのでしょう。そんな膨大な法案を短期間で審議できるのでしょうか。

衆議院に提出された戦争法制（有事7法案・条約3案件）は、法文だけで40万字、対照表などを加えると60万字という膨大なものです。いつでも戦争ができるように、米軍支援法制、臨検法制、交通通信管制法制、交戦法制、国民動員法制のすべての法案をいっきに提出したためです。

この国会は6月16日までで、あとに参議院選挙があって延長はできません。ところが政府・与党は「連休前に衆議院を通過させてこの国会で成立させる」と言っています。

こんな短期間で、この重大で膨大な法案の審議がまともにできるわけはありません。40万字の法文を全部読んで研究・検討した議員は、いったい何人いるでしょう。もとより、「国民はそっこのけ」です。

米軍支援法や交通通信管制法は日米両軍が戦争の準備をするとき、臨検法は「まさに戦争突入」というとき、交戦法は戦争になったとき、そして国民動員法制は「本土決戦」や「本土空襲」のとき・・・これが発動場面です。こんな法律を、緊急に審議して強行する必要性はどこにもありません。政府や与党は「この夏にも戦争になる」とでも考えているのでしょうか。

民間人を危険に陥れている自衛隊イラク派兵の問題、年金や道路公団の問題など、国会が審議すべき問題はいくらでもあります。そんななかで、まともな研究や審議もないまま戦争法制を強行しようというのは、国民や国会議員への愚弄でしょう。そんなに政府や与党は戦争がしたいのでしょうか。

Q2 米軍支援法制はなんのため？

米軍支援法制とはどんなことを決める法案ですか。なんのためにこのような法制が必要なのでしょう。

米軍支援法制とは、「アメリカの侵攻戦争に日本と一緒に協力するための法制度」のことです。「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案」（米軍支援法案）や、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定を改正する協定（ACSA）改定案」が、米軍支援法制です。

中心となる米軍支援法では、アメリカが日米安保条約で軍事行動をとる場合、またはこれから軍事行動をおこなおうとする場合に、日本から武器・弾薬の輸送、補給をはじめ、あらゆる物品・役務の提供がされることになります。地方自治体や事業者にも全面的な協力が求められます。

アメリカが必要といえ、国民の土地・建物も強制的にアメリカ軍のために使用されることになります。

米軍の軍事行動は、北朝鮮を中心とする北東アジアの紛争に対してアメリカの軍事戦略の観点から行われるもので、日本の防衛を目的とするものではなく、日本国の法的規制に服するものではありません。

そんなアメリカの軍事行動を全面支援しているというのが米軍支援法制です。「核問題」や地域紛争などの北東アジアの不安定要因に日米が共同で軍事的対処するために有事法制がつけられようとしていること、つまり「侵攻戦争のための有事法制」であることを、米軍支援法制ははっきりと示しています。

Q3 米軍のためになにをさせられる？

米軍支援法でわが国は具体的にどのようなことを行うのでしょうか。また地方自治体・事業者や国民の負担はどのようなのでしょうか。

「すさまじい！」の一言に尽きます。

米軍支援法では、内閣総理大臣は、自衛隊に属する物品の提供を（米軍に）実施することができます。ここでの物品・役務の提供業務とは「弾薬の補給」「武器・弾薬の輸送」「修理若しくは整備」「医療」「通信」「航空若しくは港湾に関する業務」「基地に関する業務」「宿泊」「保管」「施設の利用又は訓練に関する業務」及びこれらに付帯する業務です。これまではできないとされていた弾薬の直接提供が可能となったのをはじめ、範囲・対象は事実上無限定です。

ACSA「改定」案では、PKO活動や国際人道支援活動、周辺事態に際しての活動に限定されていたのを武力攻撃事態等にも適用可能にしようとしています。これは米軍と一体となっ

た「集団的自衛権」の行使に他なりません。

武力攻撃事態に際して米軍に提供する土地・建物が必要な場合には、内閣総理大臣が直接必要な土地・建物を収用し（国民から召し上げ）それを米軍に提供することができます。それによって生じた国民の損失や、米軍の行動によって損失を受けた国民に対しても国が補償するということになっています。

このほか、武力攻撃事態等において、地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から協力を求められたときは、応じるように務めることとされており、極めて広範囲な事項にわたって協力努力義務が課せられています。

まさに国民を人身御供として、身も心も米軍に尽くす・・・それが米軍支援法の真髄と言えるでしょう。本当にこれでいいのでしょうか？

Q4 「臨検」って交戦権の行使じゃないの？

海上輸送規制法案が出されているそうですが、具体的に何を行うのですか。また、現在の船舶検査法とどこが違うのでしょうか。

臨検法案（海上輸送規制法案）は、海上自衛隊が、敵国の軍用品などを輸送していると疑われる船を強制的に停船させて積み荷を調べ、場合によっては船ごと捕まえて日本の港に連行できるようにするものです。臨検を行うのは日本の領海と周辺の公海ですから、相当広い範囲です。

敵国の軍用品などを輸送していると「疑うに足りる相当の理由」があれば臨検ができ、停船に応じない船には武力を使って停船させることもできます。

これらの措置はいずれも国際法上、交戦国の「権利」として認められてきたものです。つまり、臨検法案は、憲法第9条2項が明確に禁止する国の「交戦権の行使」を正面から認めようとするものです。

臨検に関しては、「周辺事態」に際しての船舶検査法が2000年に成立しました。しかし、このときは、「交戦権」や「武力」の行使は許されないという立場から、船の所属する国の承諾を得て検査を実施することとされ、船舶を強制的に停船させるための武器使用は認められませんでした。臨検法案は、このときの政府の説明にも反するものです。

日本が領海および周辺の公海で臨検活動を行った場合、国際紛争の拡大など、深刻な外交問題をも引き起こします。諸外国とくにアジア諸国にとっては、こんな法律をつくること自体が大きな軍事的脅威となるでしょう。

臨検法は、憲法第9条2項に明白に違反するばかりか、国際的な緊張を高めることにはなりません。

Q5 実家に避難する交通は確保される？

いざ「有事」となったら家族を田舎の実家に避難させたいのですが、交通は確保されるのでしょうか。

いまの段階では、はっきり言えませんが、まず無理と考えるべきでしょう。

日本周辺での米軍による先制攻撃の結果、日本が相手国からの反撃にさらされる状況・・・これが「武力攻撃事態」「予測事態」です。日本の領土と周辺で米日両軍の大規模な作戦が展開されます。兵員と補給物資の輸送のために港湾・空港は大混雑し、道路は大渋滞となるでしょう。

そこで港湾・空港・道路などを「特定公共施設」とさだめ、その利用者に優先順位をつけよう、というのが交通通信管制法案（特定公共施設利用法案）。

しかし、この法案そのものには優先順位はさだめられておらず、すべては対策本部長（首相）がつくる「指針」に丸投げされるのです。

とはいえ、米軍の戦争に自衛隊が共同する「武

力攻撃事態等」の本質から、その優先順位は米軍、自衛隊、民間の順序となるのは確実でしょう。この順位は、首相の実力行使や罰則によって強制されます。

もちろん国民動員法（「国民保護法案」）が住民避難をさだめているので、避難経路の確保も考慮はされるでしょう。しかし、米軍・自衛隊の最優先とわが国の交通事情を考えれば、その実行はほとんど不可能でしょう。

避難経路が確保されないだけでなく、民間の生産や流通はほとんどストップ。経済や社会は大混乱におちいります。

「アメリカの戦争」のために、なぜ国民がこれほどの犠牲を負わなければならないのでしょうか。

Q6 捕虜収容所を作ってどうするの？

捕虜収容所を作るという法案が提案されていると聞きました。憲法では戦争をしないとなつているのに捕虜が出るのでしょうか。また国際人道法について教えて下さい。

戦争をすると相手国の軍人を捕虜にすることも起こります。日本の自衛官が捕虜になることもあるでしょう。そのため、「日本は捕虜に関する国際基準であるジュネーブ条約を守っていますよ」と宣言して、一人前に戦争ができる国になろうというのが、今回の捕虜や国際人道法違反の処罰を定めた法案の本当の意味です。

憲法第9条2項は、「国の交戦権はこれを認めない」としており、戦争の際の国際法上の権利も他国と同じようには使えないと政府も答弁してきました。

ところが、今回の法案ではこれをあっさり踏み越えて、武力攻撃事態には自衛隊が捕虜収容所を設けて捕虜の資格を審査し、規則違反には懲罰を課するとなっています。

また、国際人道法に違反する行為を処罰する

法律案では、捕虜の送還を遅らせたり、文化財を破壊したりする行為、文民の出国を妨げたり、占領地に入植させたりすることを処罰すると定めています。この法案は、「武力攻撃事態の際」という限定はしておらず、国外で犯した場合にも適用するとあります。

日本が攻撃された場合の備えのために、どうして「占領地」に入植させる行為を予想しなければならないのでしょうか。どうして「占領地」からの文民の出国を妨げることを処罰する法律が必要なのでしょうか。

こんな点からも、戦争法制が、戦争ができる国にするための仕組み、しかも海外に積極的に軍隊を派遣して占領するための仕組みであることが、明らかです。

Q7 「国民保護法制」は役に立つ？

有事法制は「国民を保護するためのもの」と報道されています。「国民保護法制」で私たちは守られるのでしょうか。

戦争法制のひとつ「国民保護法制」は「国民の保護」をうたい文句にしています。「警報」「避難」から「応急救援」「生活物資統制」「復興」まで並んだ法案のモデルは自然災害です。災害と同じように、自治体で避難などの計画を立てて、訓練もやっておこうというものです。

災害と戦争の違いを考えてみてください。

災害の多くはすぐ終わる一過性のもので「敵」も「作戦」もありません。「敵の殲滅」を目的とする戦争では「作戦」が中心で、鉄道や道路は部隊の輸送・移動が最優先されます。「避難を予定していた方向から敵がやってきた」「鉄道や橋が爆撃で破壊された」となったら、計画も訓練もなんの役にも立ちません。

「全住民が避難する」という場面を想像してください。自治体や職員だけでなく、自治会・

町会・管理組合、学校・保育所や病院・福祉施設、輸送業者や医療機関が「総がかり」にならないと計画すら組めません。膨大な予算も必要ですが、「国民保護法制」ではすべての自治体が計画や訓練を義務づけられています。

とても全住民避難などできない・・・これが自主的に「避難マニュアル」を組んだ鳥取県の結論でした。どこでやっても同じ結論になるでしょう。

日米同盟のために3人の青年の生命を顧みようとしなかった政府が、国民を「保護してくれる」と信じられるでしょうか。

膨大な予算を使って、いざというときには役に立たない避難計画や避難訓練をやるくらいなら、平和的解決のためにその予算を使った方がよほど合理的です。

Q8 「国民保護法制」はなんのため？

「この国への武力攻撃は考えられない」というのが政府の説明だったと思います。だったらなぜ「国民保護法制」で「全住民の避難」を準備する必要があるのですか。

「武力攻撃を受けるのは万万万分之一」というのが福田赳夫元首相の答弁で、政府の「公式見解」はいまも変わっていません。

「本土空襲」や「本土上陸」を仕かけてくる国などないことは国際政治の常識、政府にしてみれば「いざというときに役に立たない国民保護法制」でいっこうにかまわないのです。

ではその「国民保護法制」がなぜ必要か。

避難訓練の場面をもう一度想像してください。自衛隊員や警察官、自治体職員が先頭に立ち、自治会や町会まで駆り出される。「生徒の安全のため」と言われれば学校も教職員も協力するしかない・・・これは避難訓練の名を借りた「国防演習」です。「民間防衛」のスローガンで地域ぐるみ戦争態勢に組み込まれ、地域が「平時」から「戦争モード」に変わっていくことになる

でしょう。

この「平時の有事化」が「国民保護法制」の本当のねらいで、本質は「銃後の社会」を生み出す国民動員法制なのです。

国民動員法制には有事3法になかった「緊急対処事態」も組み込まれました。想定しているのは「大規模テロ」などの事態で、イラクなどへの自衛隊派兵の「銃後の備え」です。

自治体には「テロ対策計画」も要求され、「イスラム教徒には日常的な監視」「不審な外国人がいたら地域ぐるみで警戒」となるでしょう。これでは「国民保護のために在日外国人は排斥する」と言っているのと同じです。

こんな社会をつくってまで、なぜアメリカに追従してアフガンやイラクに自衛隊を派兵し続けねばならないのでしょうか。

Q 9 自治体はなにをやらされる？

地方自治法では自治体の役割は「住民の福祉の増進を図る」とされていますが、戦争法制の下で、自治体はどのような役割を果たすことになりますか。

戦争法制の下では、自治体は、戦争遂行のための国の下請機関に変質する危険性があります。

米軍支援法では、米軍の軍事行動にたいし、自治体は政府と「連絡調整」とされていますが、実際には、政府の方針が押し付けられ、住民の安全確保よりも、米軍の行動が優先されることとなります。

特定公共施設等利用法では、対策本部長（首相）は米軍や自衛隊に対し、港湾を優先的に利用させることができます。港湾の管理者である自治体が、港湾の平和利用や民間の生活物資優先の方針を貫こうとしても、政府の軍事利用が優先されます。飛行場、道路、海域、空域、電波の利用についても同様です。

「国民保護法制」では、国は、警報の発令、避難措置の指示、救援の指示、武力攻撃災害へ

の対処を行う、都道府県は、避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止などを行う、市町村は、警報の伝達、避難の誘導、武力攻撃災害に係わる応急措置、消防などを行う、とされています。「国民保護」の措置は、政府 都道府県 市町村というトップダウン方式で決められ、現場での大切な措置は全て自治体とりわけ市町村に押しつけるシステムになっています。

自治体は、日常的に、訓練を行わなければならない、都道府県、市町村単位の「国民保護協議会」が設置され、その委員に自衛隊員が任命されます。自治体は、「平時」から自衛隊とともに「有事」をめざした訓練を行うことで、住民を戦争に動員するお先棒を担ぐ役割を担わされるのです。

Q 10 国民統制の危険はないか？

「国民保護法制」で、国民は本当に保護されるのですか。戦争法制の下で、国民の権利義務はどのようにになりますか。国民統制という危険はありませんか。

「国民保護法制」は、表向きは国民の人権を尊重し、避難や救援を目的とするものになっていますが、本質は米軍支援のための「国民動員法」です。戦争遂行が至上命題ですから、米軍・自衛隊優先で国民保護は二の次、三の次となり、「国民保護」は絵に書いた餅になってしまいます。国民の権利が大幅に制限され、戦争協力義務が広範に認められ、刑罰で強制されます。その一端を紹介します。

< 避難 > 放送事業者（指定公共機関）は、警報や避難の指示について、指定された放送をしなければなりません。運送事業者（指定公共機関）も、都道府県知事や市町村長から、避難住民の運送を求められます。

< 避難住民の救援 > 医薬品、食品、寝具等の特定物資の所有者や占有者は、都道府県知事が

ら、売渡要請、収用、保管命令、立入検査がもとめられ、保管命令違反や立入検査違反については罰則が適用されます。土地・建物・物資の所有者や占有者は、都道府県知事から、収容施設、医療施設のために土地、家屋、物資を強制的に使用、立入検査され、立入検査違反には罰則が適用されます。

< 武力攻撃災害への対処 > 土地・工作物の所有者や住民には、市町村長から設備や物資の除去、退避の指示、土地・工作物等の使用・収用、警戒区域の設定がされます。警戒区域の設定に違反すると罰則が適用されます。

< 交通規制 > 住民は、都道府県公安委員会から生活安全施設の安全確保のため立入制限区域の指定や交通規制がされ、違反すると罰則が適用されます。

Q11 国民はほんとうのことを知らされる？

「有事」のとき（「武力攻撃事態」や「予測事態」のとき）国民には正確な情報が伝えられるのでしょうか。

「武力攻撃事態」や「予測事態」において、国民がほんとうに必要とする、正確な情報が伝えられることはないでしょう。

国民動員法案のなかには「国民に対し正確な情報を適時に、かつ適切な方法で提供する」とか、「武力攻撃事態の現状および予測」をふくむ「警報」を発するとかの規定はあります。また米軍支援法案には、米軍の行動に関し連絡をうけたときはその内容を通知する、ともさだめられています。

しかしこれらの「情報・警報・連絡」などはすべて「軍事秘密」や「作戦の秘密」に属し、これらがそのまま国民に伝えられると考えるのは、軍事常識に反します。かつての「大本営発表」のようなまったくの虚偽情報ではないにしても、あいまいで抽象的な情報しか公表されな

いことになるでしょう。

「九州北部から日本海沿岸に攻撃が予想されます。米軍、自衛隊の行動計画は秘密です」などという情報では、避難すべきかどうか、どの道を通ってどこに避難したらよいか、まったく判断が付きません。かえってパニックをひきおこすことにもなりかねません。

そのうえ、NHKには、政府の「警報」などを放送することが強制されます。

NHKは国営放送局ではなく、国から独立した公営放送局。言論の自由が保障されなければなりません。NHKの独自取材で、「警報」の内容が誤っていることが明らかな場合でも、放送を強制されるのは、明白な言論の自由の侵害です。政府与党は民間放送局にも放送の強制をさせようとしています。

Q12 在日外国人の地位や取り扱いはどうなる？

私には在日朝鮮人の親友がいます。朝鮮半島で有事が起きた場合、自分たちはどんな扱いをされるのかとても心配しています。国民保護法によって保護されるのでしょうか。

戦争や軍事的紛争が起きた場合に、相手国にいる外国人の取り扱いが問題となります。「国民」保護法は、その名のとおり「国民」を保護することを目的とする法律で（保護をうたってはいますが、実は戦争に国民を動員するための法律であることはQ8を見てください）外国人にはそのまま適用はされません。

かつてのアジア太平洋戦争で日本は敵性国の米英人を抑留・拘禁しました。逆に、アメリカでは日本人が「合衆国の公共の平和と安全に危険性」があるとして収容・抑留されました。

1950年の朝鮮戦争のとき、当時の在日朝鮮人の団体であった在日本朝鮮人連盟（朝連）はGHQと日本国政府によって解散させられ非合法化されました。

今回の戦争法案提出に際して、北朝鮮との軍

事的衝突を想定し、朝鮮籍の在日朝鮮人の「抑留」が検討されたことを共同通信は伝えていますが（1月8日付共同通信）

在日朝鮮人の多くはこの国で生まれ、育ち、そして一生をこの国で終えようとしている人々です。しかも、両親や祖父母は日本国籍をもともっていました。国籍を奪ったのは日本政府の一方的な都合によるものです。

朝鮮半島で軍事紛争が起きた場合、「諜報活動や破壊工作を防ぐ」という名目で抑留が検討されることもあり得るでしょうし、少なくとも監視の対象となる危険があります。

戦争や戦争を想定した法律は、友人関係に「敵と味方」を持ち込んで友情を引き裂きかねません。

戦争そのものをしないことが一番大切です。

Q13 「それでも必要では」と考えるあなたへ

有事法制には多くの欠陥があるにしても、日本が武力攻撃を受けたときにはある程度は有効だし、武力攻撃がなければ適用されないのだから、あってもよいのではないのでしょうか。

ごもっともな指摘のようにみえますが、じつはそうではないのです。

日本が直接に攻撃をうける可能性はない。このことは政府も認めています。問題は、アメリカが日本の周辺で戦争を始めたときです。日本には二つの選択肢があるでしょう。アメリカと共同して戦争をすること、中立宣言を発して戦争に加わらないことのいずれかです。

ところが米軍支援法などで米軍への協力をきめてしまえば、日本には国際法上の中立国の資格が認められません。アメリカの始めた戦争に参加せざるをえなくなるのです。その意味で有害な法律です。

日本周辺でアメリカが戦争を始めないかぎり、たしかに有事法制の大部分は適用されません。

しかし国民動員法制(「国民保護法」案)には、平時から避難・誘導などの「啓発・訓練」をすることがさだめられています。これによって国民の意識を戦争に馴れさせようというのです。

「平時の有事化」をはかるものです。

戦前、国民は「竹槍訓練」や「防火訓練」にかりだされたものです。実際の戦争にはなんの役にも立たなかったのですが、国民の「戦意高揚」には効果がありました。

よく検討してみると、いざ「有事」には、国民の避難・誘導などほとんど実行できないことがわかります。有事法制の真のねらいは、実は「平時の有事化」にあるのではないのでしょうか。こんな法律は有害無益です。

.....

戦争法制13の疑問

あなたならどう考えますか

2004年 4月13日

編集 自由法曹団平和・有事法対策本部

発行 自由法曹団

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28-201

Tel 03(3814)3971 Fax 03(3814)2623

URL <http://www.jlaf.jp/>